様式第四十六（第六十五条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第２項において準用する同法第40条第１項の登録の更新を受けたいので、同法第53条第２項において読み替えて準用する同法第40条第２項において準用する同法第36条の規定に基づき、申請します。

（略）

（注意）

１．　（略）

２．第60条各号に掲げる書類を添付してください。

様式第四十七（第六十六条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第２項において準用する同法第41条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第四十八（第六十六条第一号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

様式第四十九（第六十六条第二号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

様式第五十（第六十六条第三号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

様式第五十一（第六十六条第五号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

様式第五十二（第六十八条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

評価業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第２項において読み替えて準用する同法第45条第１項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

（略）

様式第五十三（第六十八条第三項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

評価業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第２項において読み替えて準用する同法第45条第３項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

（略）

（削る）

様式第五十四（第七十三条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第２項において読み替えて準用する同法第51条第１項の規定に基づき、評価の業務の一部（全部）の休止（廃止）をするので、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第五十七（第六十九条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第２項において準用する同法第48条第１項の登録の更新を受けたいので、同法第61条第２項において読み替えて準用する同法第48条第２項において準用する同法第44条の規定に基づき、申請します。

（略）

（注意）

１．　（略）

２．第65条各号に掲げる書類を添付してください。

様式第五十八（第七十条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第２項において準用する同法第49条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第五十九（第七十条第一号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

様式第六十（第七十条第二号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

様式第六十一（第七十条第三号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

様式第六十二（第七十条第五号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

様式第六十三（第七十二条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

評価業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第２項において読み替えて準用する同法第53条第１項前段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

（略）

様式第六十四（第七十二条第二項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

評価業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第２項において準用する同法第53条第１項後段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

（略）

様式第六十五　削除

様式第六十六（第七十八条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第２項において準用する同法第59条第１項の規定に基づき、評価の業務の一部（全部）の休止（廃止）をするので、次のとおり届け出ます。

（略）